

# 【令和2年4月1日から施行】

## 武蔵野市雨水浸透施設及び貯留施設設置技術指針の改正について

### ☆ 改正理由

公共施設における雨水流出抑制を徹底することと、抑制対策量を「東京都豪雨対策基本方針」に準拠したものとするため、改正を行いました。

### ☆ 主な改正箇所の要点

#### ① 名称を変更

【新】武蔵野市雨水浸透施設等設置技術指針

【旧】武蔵野市雨水浸透施設及び貯留施設設置技術指針

#### ② 民間施設及び公共施設の定義を追記（第2条）

#### ③ 民間施設の対策量の設定区分を敷地面積 1000 m<sup>2</sup>以上又は未満から 500 m<sup>2</sup>以上又は未満へ変更

#### ④ 第3処理区（石神井川流域）の対策量を 500 m<sup>3</sup>/ha（敷地面積 1000 m<sup>2</sup>以上）から 600 m<sup>3</sup>/ha（敷地面積 500 m<sup>2</sup>以上）に変更

#### ⑤ 公共施設を細分化（建物、車道、歩道、公園）し、各対策量を設定

### ☆ 雨水の抑制対策量（新旧対照）

【新】

単位：m<sup>3</sup>/ha

対象施設		処理区	第1処理区 (神田川・善福寺川流域)	第2処理区 (野川流域)	第3処理区 (石神井川流域)
公共施設	建物		600	500	600
	車道		290	290	290
	歩道		200	200	200
	公園		600	500	600
民間施設	敷地面積が500平方メートル未満のもの				300
	敷地面積が500平方メートル以上のもの		600	500	600

※対策量の単位表記を変更

【旧】

対象施設	第1処理区	第2処理区	第3処理区
公共施設及び敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 以上の民間施設	6 m <sup>3</sup> /100m <sup>2</sup>	5 m <sup>3</sup> /100m <sup>2</sup>	
敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 未満の民間施設	3 m <sup>3</sup> /100m <sup>2</sup>		

裏面あり